

議案第四十四号

港区総合支所及び部の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十四年六月二十七日

提出者 港区長 武 井 雅 昭

港区総合支所及び部の設置等に関する条例の一部を改正する条例

港区総合支所及び部の設置等に関する条例（平成十七年港区条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「、印鑑登録及び外国人登録」を「及び印鑑登録」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行による外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）の廃止に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。